

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月

田野畑村立田野畑中学校

(令和3年3月改訂)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、いじめ問題は、学校生活に関わる人間関係のもつれに起因することが多く、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。

いじめの根絶に向けて、本校では教師と生徒、生徒同士、教師と保護者との人間関係づくりを土台とし、本校の目指す生徒像である「郷土の未来を考え、自分の夢を持ち、その実現に向けて主体的に努力する生徒」を育むことにより、いじめを生まない環境を構築していくとともに、全ての生徒が生き生きと、安全で安心な学校生活を送ることができるよう教育活動を推進していく。

全教職員がいじめの問題に対する意識を高め、個々にいじめに係る情報を抱え込まず、校長のリーダーシップのもと、組織的に、また、家庭・地域・及び関係機関等の協力を得ながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいくために本基本方針を定めるものとする。

I いじめの防止等のための対策に関する本校の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条】

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、被害者感情に寄り添うなど、いじめられた児童生徒の心情に共感し、その立場に立つて行うことが必要である。

2 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは集団内での人間関係のトラブルを機序とすることが多いため、加害・被害という二者関係だけでなく、それを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは、家庭教育の在り方にも大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、その行為の態様により、暴行、恐喝、名誉棄損等の刑罰法規に抵触することがある。
- (7) いじめが解消した状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3カ月が目安)
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(被害生徒本人及びその保護者との面談で確認)
ただし、いじめ行為が止んでいる期間や被害生徒に対する支援については、学校の設置者又は学校いじめ対策組織で個々の事案を総合的に判断し、決定するものとする。

Ⅱ 学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）

1 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、生徒支援相談員、学校医、スクールカウンセラー

2 役割

- (1) いじめの相談・通報の受け付け
- (2) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (3) いじめ事案発生時の指導・対応方針の決定
- (4) いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進
- (5) いじめ防止基本方針の点検・見直し

3 開催時期

週1回開催しているケース会議で情報交換を行うことを基本とするが、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態収束まで随時開催とする。

Ⅲ いじめの未然防止のための取り組み

1 教職員の日常の取り組み

- (1) 全ての教育活動を通して、集団の力を向上させながら生徒個々の成長を促す指導の計画と実践を行い、自尊感情の健全な育成を図る。
- (2) 全ての教師が魅力ある授業を心掛け、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。また、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通った対人関係能力（の素地）を養うため、道徳・学級活動・総合的な学習の時間の充実を図る。
- (3) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (4) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な処置として、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (5) 保護者・地域住民及びその他の関係者との連携を図り、いじめ防止に社会全体で取り組む教育環境を整備する。

2 生徒の自主的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や日常の部活動、専門委員会の取り組み

田中精神5カ条（令和2年 生徒会制定） ※総会、生徒朝会、委員会、諸行事等、様々な場面での指針

その老 自ら情報を求め、様々なことに関心を持つ

その式 先の見通しを持ち、目標に向かって行動しよう

その参 失敗から学び、次の行動に活かそう

その肆 仲間の気持ちを大切にし、思いやりを形に表そう

その伍 お互いを認め合い、笑顔あふれる学校にしよう

- (2) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

3 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、学校 HP や学校報等で家庭・地域に周知する。
- (2) P T A の各種会議で、いじめの実態や指導方針についての説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取り組みについて、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) いじめアンケートの際の保護者意見を学級活動や通信等で紹介する。

4 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会 年2回(8・1月)
- (2) いじめ問題への取り組みチェックポイントによる自己診断 年2回(8・1月)

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒、あるいは保護者が相談しやすいよう、日頃から生徒・保護者との信頼関係を築くように心掛ける。
- (2) 日常の観察においては、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、生活記録ノート等も活用する。)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、部活動の練習の振りをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気付いたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象にしたアンケート調査 年3回(7月、12月、2月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年2回(6月、11月)
- (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 年3回(7月、12月、2月)

3 相談窓口の紹介

- 日常のいじめ相談(生徒及び保護者)・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・教育相談担当・養護教諭
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・・学校又は所轄警察署
※ 少年サポートセンター(県警本部少年課)・・・・019-651-7867

*** その他機関の電話相談開設窓口 ****

- 24時間対応いじめ相談電話(岩手県教育委員会)・・・・0120-0-78310 / 019-623-7830
- ふれあい電話相談(宮古教育事務所)・・・・0193-64-2222
- ふれあい電話/コスモダイヤル(県総合教育センター) 0198-27-2331 / 2473/2331

- いじめ110番（盛岡地方法務局）・・・・・・・・・・0120-007-110
- 子ども家庭テレフォン（県福祉総合相談センター）・・・019-652-4152
- チャイルドライン・・・・・・・・・・0120-99-7777

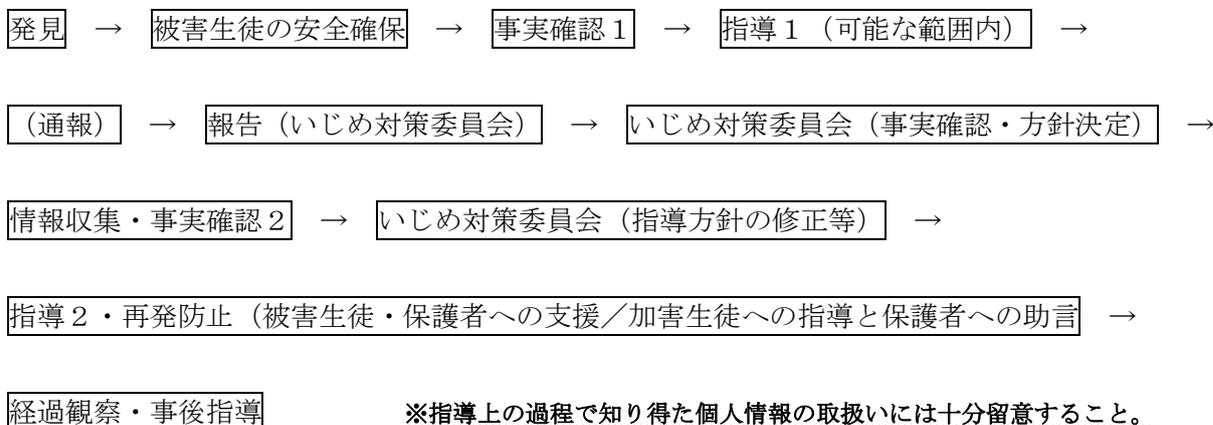
IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法 23 条の規定に違反し得る。
- (2) 被害生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) いじめが発生した当該集団に対しても適切な指導を行い、全ての生徒に自分の問題として「いじめ」を捉えさせ、いじめ根絶の意識を浸透させる。
- (5) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応（→危機管理マニュアル No.8 参照）

対応の流れ(略式)



3 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) スマートフォン、タブレット、携帯ゲーム機等による子供のインターネット利用について、保護者の責任を意識させ、家庭の協力を得る。(R1 田野畑中学校スマホ・ネット安全使用宣言)

V 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(想定されるケース↓)

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○ 生徒が自殺を企図した場合 | ○ 身体に重大な障害を負った場合 |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合 |

- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて貴重な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（田野畑村教育委員会）に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対処する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合・・・設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。 ※関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（田野畑村教育委員会）が調査の主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価・学校運営改善

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- 日常の生徒理解を基盤とした、いじめの未然防止・早期発見に関わる取り組みについて
- いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応について

2 学校評議員

学校評議員には、年2回の学校評議員会常にいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携・協働による取り組みを進める。

3 校務の効率化

教職員が生徒とじっくりと向き合い、いじめの防止策に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、校務の効率化を図る。

いじめ防止に関わる年間計画

	内 容	備 考
4	<ul style="list-style-type: none">方針、組織、計画の確認、校内研修家庭、地域への方針の周知生徒理解、教育相談生徒総会	<ul style="list-style-type: none">新年度計画確認の職員会議（生徒指導主事）事例研修、いじめ問題取組 CP 自己診断学校 HP、学校報、PTA 総会等田中精神五カ条確認
5	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談	<ul style="list-style-type: none">体育祭取組の生徒観察
6	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談学校生活アンケート（生徒）いじめアンケート（保護者）	<ul style="list-style-type: none">地区中総体後実施
7	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談学校評議員会学びフェスト1学期評価	<ul style="list-style-type: none">1学期報告職員、生徒、保護者、地域からの評価
8	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談校内研修	<ul style="list-style-type: none">QU 検査結果分析・いじめ問題取組 CP 自己診断
9	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談	
10	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談	
11	<ul style="list-style-type: none">学校生活アンケート（生徒）いじめアンケート（保護者）生徒理解、教育相談	<ul style="list-style-type: none">文化祭後実施
12	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談学びフェスト2学期評価いじめ対策年度末反省	<ul style="list-style-type: none">評価を受け、学校長が改善策を諮問年度末反省を受け、いじめ対策委員会で協議
1	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談校内研修	<ul style="list-style-type: none">QU 検査結果分析、いじめ問題取組 CP 自己診断
2	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談学校評議員会	<ul style="list-style-type: none">年度反省報告、新年度に向けての協議
3	<ul style="list-style-type: none">生徒理解、教育相談いじめ対策、学びフェスト新年度計画	<ul style="list-style-type: none">各分掌、各学年で内容を再確認